

対象確認フローチャート

令和7年（2025年）1月1日時点で、足立区に住民票がある。または、足立区在住ではないが、令和7年度個人住民税が足立区で課税・非課税決定されている。

はい

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割が、定額減税前でどちらも0円である。

はい

低所得世帯向け給付の世帯主や世帯員として該当した。

はい

【対象外】
令和5年度住民税非課税（均等割りのみ課税）世帯への給付、令和6年度新たに住民税非課税（均等割りのみ課税）世帯となった世帯への給付の対象世帯であったため対象外です。

いいえ

以下のいずれかに当てはまる。

- ・青色事業専従者
- ・事業専従者（白色）
- ・合計所得金額が48万円を超える

はい

【対象外】
扶養親族として定額減税の対象となっている等の理由により対象外です。

いいえ

令和6年1月2日以降に足立区へ転入した、または令和7年1月1日時点で専従主と別の自治体に住んでいる。

はい

裏面E

いいえ

裏面D

いいえ

【対象外】
令和7年1月1日時点で住民票があった自治体にお問い合わせください。

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において、定額減税しきれない額が1円以上発生している。

はい

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割の控除外額を足した額（1万円未満は切り上げ）を、令和6年当初調整給付金として受給している。

はい

【対象外】
当初調整給付金から不足額が発生していないため対象外です。

いいえ

令和6年1月2日以降に足立区へ転入した。

はい

裏面C

いいえ

【対象外】
定額減税しきれているため対象外です。

公金受取口座の登録がある、または足立区で当初調整給付金を受給したなどにより、足立区で対象者の口座情報が把握できる。

はい

裏面A

いいえ

裏面B

定額減税を補足する 給付金（不足額給付）のご案内

1 当初調整給付（令和6年）の支給額に不足が生じる方

【対象となる例】

- ・ 退職等により、令和5年中の所得に比べて令和6年中の所得が減少した方
- ・ 子どもの出生等で、扶養親族が令和6年中に増加した方
- ・ 当初調整給付金の支給後に修正申告等により、令和6年度個人住民税所得割が減少した方

【給付額】

本来給付すべき額（令和7年に計算した控除不足額）から令和6年に支給された当初調整給付額を引いた額

【申請方法】

A 公金受取口座等の登録等がある方

6月下旬頃に振込事前案内を送付します。案内到着後の手続きは不要です。

※ 辞退や案内記載口座の変更を希望する場合は、別途手続きが必要です。

B 公金受取口座等の登録がない方

7月上旬頃に確認書を送付します。確認書の到着後、内容を確認し、返送またはWEB申請が必要です。

C 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに、足立区へ転入した方

7月中旬頃に確認書を送付します。確認書の到着後、内容を確認し、返送またはWEB申請が必要です。

※ 給付金の支給対象に該当すると思われる方で、足立区から通知が届かない場合、別途申請書による申請が必要となる場合があります。

2 専従者・合計所得48万円超で諸要件に該当する方

【対象】以下の①～③のすべてに該当する方（納税者義務者の合計所得金額が1,805万円超の場合は対象外）

- ① 令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割のどちらも、定額減税前の税額が0円の方
- ② 青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得額48万円超のいずれかに該当する
- ③ 低所得世帯向け給付の世帯主や世帯員に該当しない

【給付額】

1人当たり原則4万円

※ 令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

【申請方法】

D 令和6年度個人住民税が足立区で課税・非課税決定される（※1）方

7月中旬頃に確認書を送付します。確認書の到着後、内容を確認し、返送またはWEB申請が必要です。

E 令和6年度個人住民税が足立区で課税・非課税決定されない方

申請書等による申請が必要です。申請書を区へ郵送、またはWEB申請が必要です

※ 申請書は区HPやサポート窓口にて入手してください。

（※1）令和6年1月1日時点で足立区に住民票がある方、または足立区で令和6年度個人住民税が課税・非課税決定されている方